

第111期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始午前9時）

開催場所 日本工業倶楽部会館
3階 大ホール
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度導入に伴う報酬の額及び内容の決定の件

目次

第111期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
（添付書類）	
事業報告……………	20
連結計算書類……………	43
計算書類……………	51
監査報告……………	59

株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

株主各位

証券コード 6369
2019年6月5日

東京都江東区南砂二丁目11番1号

トヨカネツ 株式会社

代表取締役社長 柳川 徹

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内（詳細は3ページをご覧ください。）



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。



郵送（書面）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに**到着するようご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使していただく場合

▶ 当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、**2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに**ご行使ください。

※当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

記

1 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 日本工業倶楽部会館 3階 大ホール <small>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第111期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第111期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度導 入に伴う報酬の額及び内容の決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.toyokanetsu.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 日本工業倶楽部会館 3階 大ホール
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

お手続きに際しましては、次ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご確認ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3. 議決権を複数回行使された場合の取り扱い

①郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社「ICJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを基本とした株主還元方針を策定しております。

第111期の期末配当につきましては、株主還元方針に基づき、以下の通りと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭と致します。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金**100円**と致したいと存じます。

なお、この場合の配当総額は**903,935,100円**となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

<ご参考>

株主還元方針（2019年3月期）

- ・連結配当性向 : 30%以上と設定致します。
(ただし、1株当たり年間100円配当(2017年10月1日実施の株式併合に伴い、2018年3月期より1株当たり年間100円配当)を下限とする。)
- ・連結総還元性向 : 100%以上と設定し、自己株式取得を機動的に実施致します。
(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではない。)
- ・本方針の適用期間 : 2017年3月期から2019年3月期までの3期とし、当該期間の終了時点で見直すことと致します。

第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、本年4月1日付でのトーヨーカネツソリューションズ(株)との合併に伴い、経営体制の強化を図るため取締役（監査等委員であるものを除く。）2名を増員することとし、6名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、監査等委員全員は、任意で設置された「指名及び報酬諮問委員会」（過半数が社外取締役）の構成員として、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定められた基準・手続きに従い審議を行い、取締役会に答申を行い決定するプロセスに参加するとともに、監査等委員会としても改めて検討した結果、監査等委員以外の取締役候補者の指名手続は適切であり、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	やながわ 柳川 徹	代表取締役社長	—	再任
2	しもまえ 下前 功	取締役	副社長執行役員	再任
3	たけだ 武田 正之	取締役	専務執行役員機械・プラント海外事業本部長	再任
4	こだま 児玉 啓介	取締役	専務執行役員コーポレート本部長	再任
5	おおわだ 大和田 能史	—	常務執行役員ソリューション事業本部長	新任
6	わたなべ 渡邊 一人	—	常務執行役員ソリューション事業本部副本部長	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

やな がわ
柳川

とおる
徹

再任

生年月日

1953年2月26日

所有する当社の株式数

14,297株

取締役在任年数（本総会終結時）

14年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 当社入社
1998年4月 当社営業統括部機械・プラント営業部長
2000年7月 当社執行役員営業統括部機械・プラント営業部長
2003年7月 当社上席執行役員機械・プラント事業部副事業部長
2005年6月 当社取締役上席執行役員機械・プラント事業部副事業部長
2008年4月 当社取締役
2008年4月 トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）代表取締役社長
2014年4月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した機械・プラント事業に加え、物流ソリューション事業においても、卓越した見識・実績を有し、当社及び物流ソリューション事業子会社であったトーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）の社長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

しも まえ
下前

いさお
功

再任

生年月日

1954年12月30日

所有する当社の株式数

6,843株

取締役在任年数（本総会終結時）

9年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 当社入社
2005年4月 当社機械・プラント事業部メンテナンス部長
2007年6月 当社執行役員機械・プラント事業部メンテナンス部長
2009年7月 当社上席執行役員機械・プラント事業部副事業部長
2010年6月 当社取締役上席執行役員機械・プラント事業部副事業部長
2014年4月 当社取締役専務執行役員機械・プラント事業部副事業部長
2016年4月 当社取締役専務執行役員機械・プラント事業部長
2018年4月 当社取締役副社長執行役員社長補佐
2019年4月 当社取締役副社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した機械・プラント事業における、卓越した見識・実績を有し、メンテナンス部長、事業部長及び社長補佐等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たけ だ まさ ゆき
武田 正之

再任

生年月日

1960年3月1日

所有する当社の株式数

3,819株

取締役在任年数（本総会終結時）

6年

取締役会出席状況

12/12回

候補者番号

4

こ だま けい すけ
兒玉 啓介

再任

生年月日

1958年12月26日

所有する当社の株式数

3,439株

取締役在任年数（本総会終結時）

4年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	当社入社
2004年 7月	当社機械・プラント事業部工事技術部長兼海外工務部長
2008年 4月	当社機械・プラント事業部生産技術部長兼海外工務部長
2009年 7月	当社執行役員機械・プラント事業部海外工務部長
2013年 4月	当社上席執行役員機械・プラント事業部海外工務部長兼生産技術部長
2013年 6月	当社取締役上席執行役員機械・プラント事業部海外工務部長兼生産技術部長
2014年 4月	当社取締役常務執行役員機械・プラント事業部海外工務部長兼生産技術部長
2015年10月	当社取締役常務執行役員機械・プラント事業部営業担当
2016年 4月	当社取締役常務執行役員機械・プラント事業部副事業部長
2017年 4月	当社取締役常務執行役員機械・プラント事業部副事業部長兼グローバル戦略室管掌
2018年 4月	当社取締役専務執行役員機械・プラント事業部長
2019年 4月	当社取締役専務執行役員機械・プラント海外事業本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した機械・プラント事業における、卓越した見識・実績を有し、海外工務部長、生産技術部長及び事業部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	当社入社
2006年 7月	当社機械・プラント事業部国内営業部長
2009年 4月	当社管理本部経営管理部長
2010年 4月	当社執行役員管理本部経営管理部長
2012年 4月	トーヨーカネツソリューションズ(株)（現当社）へ出向、同社執行役員
2013年 4月	同社へ転籍、同社常務執行役員
2015年 4月	当社へ転籍、当社常務執行役員管理本部副本部長
2015年 6月	当社取締役常務執行役員管理本部副本部長
2016年 4月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2018年 4月	当社取締役専務執行役員管理本部長
2019年 4月	当社取締役専務執行役員コーポレート本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した機械・プラント事業に加え、管理本部及び物流ソリューション事業においても、卓越した見識・実績を有し、機械・プラント事業での国内営業部長、管理本部長及び物流ソリューション事業子会社であったトーヨーカネツソリューションズ(株)（現当社）の営業管掌役員等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おおわだ たかし
大和田 能史

新任

生年月日

1962年6月19日

所有する当社の株式数

309株

取締役在任年数（本総会終結時）

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2002年10月 トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ転籍、同社営業本部システムセールス第一部長
2006年7月 同社システム本部S I部長
2008年4月 同社執行役員システム本部長
2015年4月 同社常務執行役員
2018年4月 当社へ転籍、当社執行役員
トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ出向、同社取締役常務執行役員
2019年4月 当社常務執行役員ソリューション事業本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した物流ソリューション事業における、卓越した見識・実績を有し、物流ソリューション事業子会社であったトーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）のシステム本部長等及び取締役の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

わた なべ かず ひと
渡邊 一人

新任

生年月日

1960年11月17日

所有する当社の株式数

832株

取締役在任年数（本総会終結時）

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 当社入社
2002年10月 トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ転籍
2007年4月 同社営業本部第三営業部長
2012年4月 同社営業統括部長
2014年4月 同社執行役員営業統括部長
2017年4月 同社常務執行役員
2018年4月 当社へ転籍、当社執行役員
トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ出向、同社取締役常務執行役員
2019年4月 当社常務執行役員ソリューション事業本部副本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した物流ソリューション事業における、卓越した見識・実績を有し、物流ソリューション事業子会社であったトーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）の営業統括部長等及び取締役の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

注：各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	あべ かずと 阿部 和人	常勤監査等委員	—	再任
2	ひわたり としあき 樋渡 利秋	監査等委員	—	再任 社外 独立
3	ながい つねお 永井 庸夫	監査等委員	—	再任 社外 独立
4	なかむら しげはる 中村 重治	監査等委員	—	再任 社外 独立

再任 再任監査等委員である取締役候補者 社外 社外監査等委員である取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

あ べ かず と
阿 部 和 人

再任

生年月日

1953年4月27日

所有する当社の株式数

2,920株

監査等委員在任年数
(本総会最終時)

4年

取締役会出席状況

12/12回

監査等委員会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社
2000年7月	当社経営管理統括部経理部長
2002年12月	当社執行役員
2003年7月	トーヨーカネツソリューションズ㈱(現当社)へ出向、執行役員管理本部副本部長
2004年8月	同社管理本部長
2009年4月	当社執行役員管理本部総務・人事部長兼千葉事業所長
2009年6月	トーヨーコーケン㈱社外監査役
2012年4月	当社執行役員総務・人事、千葉事業所担当
2012年6月	当社常勤監査役
2015年6月	当社取締役(常勤監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した管理部門において、経理部長、総務・人事部長及び物流ソリューション事業子会社であったトーヨーカネツソリューションズ㈱(現当社)の管理本部長等の経験を通じ培った豊富な経験及び知識を有しており、2012年から常勤監査役として、2015年からは常勤監査等委員である取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ひ わたり とし あき
樋 渡 利 秋

再任

社外

独立

生年月日

1945年8月4日

所有する当社の株式数

0株

監査等委員在任年数
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

12/12回

監査等委員会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1970年4月	検事任官
1997年6月	最高検察庁検事
2002年8月	法務省刑事局長
2004年6月	法務事務次官
2006年12月	東京高等検察庁検事長
2008年7月	検事総長
2010年9月	弁護士登録、TMI総合法律事務所顧問弁護士(現任)
2012年6月	本田技研工業(株)社外監査役、当社社外監査役
2012年10月	野村證券(株)社外取締役
2015年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2016年10月	(株)鹿児島銀行社外監査役
2017年6月	本田技研工業(株)社外取締役(監査等委員)(2019年6月退任予定)
2019年4月	野村證券(株)社外取締役(監査等委員)(現任)、(株)鹿児島銀行社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所顧問弁護士
野村證券(株)社外取締役(監査等委員)
(株)鹿児島銀行社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

検事及び弁護士として培った専門的知見を有しており、当社では2012年から社外監査役として、2015年からは監査等委員である社外取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

なが い つね お
永井 庸夫

再任

社外

独立

生年月日

1944年3月7日

所有する当社の株式数

2,000株

監査等委員在任年数
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

12/12回

監査等委員会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1966年4月 シチズン時計㈱入社
1996年6月 同社取締役
2002年6月 同社常務取締役時計事業統括本部長
2004年6月 同社専務取締役
2007年4月 同社代表取締役社長
2007年7月 ㈱日本時計協会会長
2010年6月 シチズン時計㈱取締役相談役
2011年6月 同社顧問
2012年6月 当社社外監査役
2015年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

上場会社(興業種)の経営者として培った企業経営全般についての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社では2012年から社外監査役として、2015年からは監査等委員である社外取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

なか むら しげ はる
中村 重治

再任

社外

独立

生年月日

1953年9月17日

所有する当社の株式数

0株

監査等委員在任年数
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

12/12回

監査等委員会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	㈱埼玉銀行(現㈱りそな銀行) 入行
2006年6月	同行取締役兼専務執行役員総合資金部担当兼コーポレートガバナンス室担当
2008年6月	同行代表取締役副社長兼執行役員人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当
2009年6月	㈱りそなホールディングス執行役コーポレートコミュニケーション部担当兼人材サービス部担当
2011年6月	㈱りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員コーポレートセンター(経営管理部除く) 担当統括、㈱埼玉りそな銀行社外取締役
2012年4月	りそな総合研究所㈱代表取締役社長
2013年6月	当社社外監査役
2014年6月	㈱エフテック社外監査役(現任)、リケンテクノス㈱社外監査役
2015年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2016年6月	リケンテクノス㈱社外取締役(監査等委員)(現任)
2018年6月	㈱商工組合中央金庫社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

㈱エフテック社外監査役
リケンテクノス㈱社外取締役(監査等委員)
㈱商工組合中央金庫社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

金融機関の経営者として培った企業経営全般についての豊富な経験と知見を有しており、当社では2013年から社外監査役として、2015年からは監査等委員である社外取締役として、積極的に意見・提言等を頂いております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- 注：1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、社外取締役候補者であります。
 - 樋渡利秋氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由」に記載の通り、職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 中村重治氏は、過去に当社の特定関係事業者(主要な取引先)である㈱りそな銀行の業務執行者として上記の地位等を務めておりました。なお、2012年3月に同行の代表取締役副社長兼執行役員を退任しております。
 - 当社は、阿部和人氏、樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏の各氏との間で、法令の定める限度までに責任を限定する責任限定契約を締結しておりますが、各氏の再任をご承認いただいた場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
 - 当社は、樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。各氏の再任をご承認いただいた場合は、独立役員の届け出を継続する予定であります。

取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度導入に伴う報酬の額及び内容の決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）を対象に、役員等に応じて当社株式の交付等を行う新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。本制度は、2015年6月26日開催の当社第107期定時株主総会にて決議いただいた取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額（月額150万円以内）とは別枠にて、新たな業績連動型株式報酬を2019年4月1日より開始する事業年度から取締役等に対して支給するものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である業績連動型株式報酬制度の導入をお願いするものであり、その内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役の員数は6名となります。また、上記のとおり、本制度は、取締役でない常務執行役員以上の執行役員（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は第2号議案にて取締役候補者とされている2名を除き2019年6月27日現在4名となります。）も対象としており、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）とあわせ2019年6月27日現在10名が本制度の対象となります。本議案では、それらの執行役員が本制度の開始後に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等についても、第2号議案に記載の取締役候補者の選任に係る手続と同様、委員全員が「指名及び報酬諮問委員会」の構成員として、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従った審議・答申のプロセスに参加するとともに、監査等委員会としても改めて検討した結果、その決定手続は適切であり、報酬等の内容及び制度の導入について妥当であると判断しております。

2. 本制度に係る報酬等の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、当社が定める役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭（以下、あわせて「当社株式等」という。）を、本信託を通じて各取締役等に給付する業績連動型株式報酬制度です。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員とします。

(3) 本信託の信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）なお、本制度は、当社株式の上場廃止、役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程の廃止等により終了します。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」という。）及び当初対象期間経過後に開始する3事業年度ごと（当初対象期間経過後制定される中期経営計画の期間が3事業年度と異なる場合はその期間ごと）の期間（以下、当初対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」という。）を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得資金として、以下の金銭を本信託に拠出します。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する当社株式の取得資金として、150百万円（うち、取締役分として111百万円）を上限として、金銭を本信託に拠出します（注）。なお、当初対象期間中、信託期間の開始時に拠出した金銭の金額との合計で150百万円（うち、取締役分として111百万円）の範囲内で当社株式の取得資金を本信託に追加拠出することができるものとします。また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、150百万円（うち、取締役分として111百万円）を上限として本信託に追加拠出することができるものとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（以下「残存株式」という。ただし、直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記(6)参照）に相当する当社株式で取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、150百万円（うち、取締役分として111百万円）から残存株式等の金額（残存株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって当該金額とします。）を控除した金額とします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、前記の当社株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

(5) 本信託が取得する当社株式の取得方法及び数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により当社から抛出された株式取得資金を原資として、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得により実施することを予定しており、当社による新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはありません。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社で決定し、開示します。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、123,000株を上限として取得するものとします。

(6) 各取締役等に付与する当社株式等の算定方法及び上限

当社は、当社取締役会で定める役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に基づき、各取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度に応じて、事業年度ごとに以下のポイントを付与します。なお、当初対象期間の役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程は、本総会後の取締役会で決議します。

(ポイント算定式)

<事業本部を所管しない、または、コーポレート本部を所管する取締役等>

付与ポイント = 役位別基本ポイント×業績連動係数 (①×1.0) (※)

<事業本部を所管する取締役等>

付与ポイント = 役位別基本ポイント×業績連動係数 (①×0.5+②×0.5) (※)

※ 業績連動係数①、②は、ROE及び部門別営業利益(セグメント利益)の達成度に応じて0%~144%で変動するものとします。

当初対象期間中において、取締役等に対して付与するポイントは、1事業年度当たり41,000ポイント(相当する株式数は41,000株)(うち、取締役分として30,340ポイント(相当する株式数は30,340株))を上限とし、当初対象期間中の3事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは、123,000ポイント(相当する株式数は123,000株)(うち、取締役分として91,020ポイント(相当する株式数は91,020株))を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます(1ポイント未満の端数は切り捨てることとします)。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 各取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、各対象期間の最終事業年度の業績の確定後において、取締役等が役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に定める受益者要件を充たした場合には、当該取締役等が所定の受益者確定手続を行うことを条件として、本信託から当該取締役等に対して、当該各対象期間において付与された累計ポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、納税資金確保の観点から、当該累計ポイント数の50%に相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、本信託から当該取締役等に対して、当該換価処分金相当額の金銭を給付するものとします。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(7)により取締役等に給付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

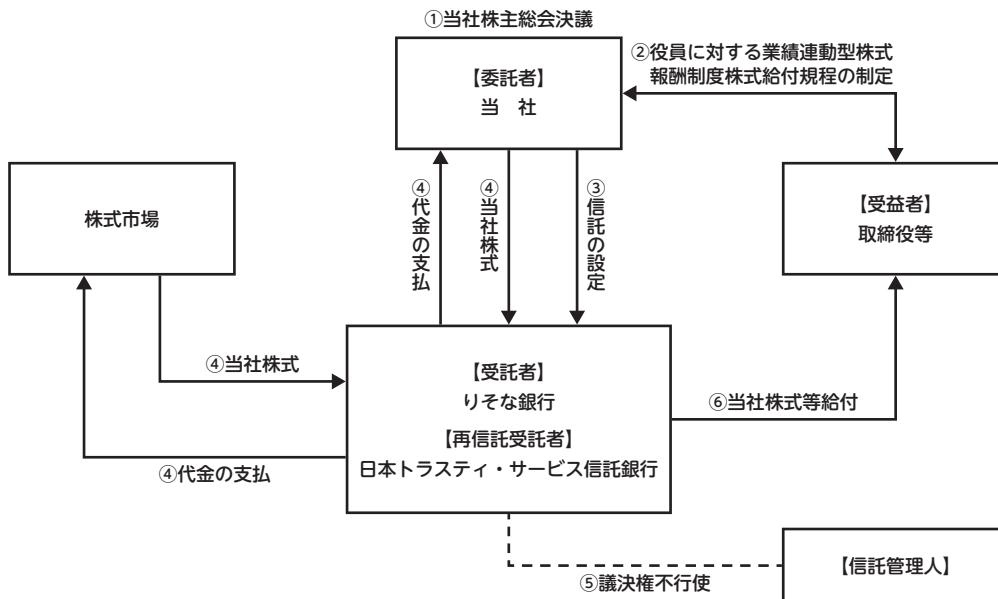
(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託期間終了時の取り扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

(仕組み図)



- ① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において当社株式等の給付に係る役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託(本信託)を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に基づき、各取締役等に対して対象期間中の所定の日に、役位及び業績目標の達成度に応じて事業年度ごとにポイントを付与します。役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累計ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。その際には、納税資金確保の観点から当該ポイントの50%に相当する数の当社株式については本信託内で換価した上で、当該換価処分金相当額の金銭を給付します。

以上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しが見られる等、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、米中の貿易摩擦や中国経済の景気減速、消費税の引き上げによる景気悪化懸念などにより、先行き不透明な状況が継続しております。

このような中、物流ソリューション事業は、ネット通販の拡大による物量の急増や人手不足を背景とした物流自動化の設備への需要が依然として高く、一方で2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け訪日外国人の更なる増加が見込まれることもあり、空港向けの設備需要も堅調に推移しております。

なお、当連結会計年度より、従来の報告セグメントである「物流システム事業」を「物流ソリューション事業」に名称を変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

機械・プラント事業では、世界的な環境規制強化に対し温室効果ガス削減が期待できるLNGへの注目度は高まっているものの、LNG市場は米国・豪州における大型プラントの稼働が進んだこともあり、需給緩和状態が継続しております。一部、エネルギー輸入国においてLNG関連設備投資の動きが出ているものの力強さには欠け、国内においても石油業界再編等の影響により市場の不透明感が増すなど、想定以上の厳しい事業環境となりました。

当連結会計年度の売上高は物流ソリューション事業の増収により451億88百万円（前連結会計年度比8.2%増）、営業利益は機械・プラント事業における受注案件数の低迷の影響などにより14億6百万円（同37.9%減）、経常利益は17億71百万円（同33.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億25百万円（同56.6%減）となりました。また受注高につきましては、432億86百万円（同10.0%増）となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

・物流ソリューション事業

ネット通販向けに加え生協向けにも「マルチチャトル」を組み込んだ庫内自動化設備案件や空港向け設備案件を中心に売上計上されました。一部不採算案件の発生、事業の更なる拡大のための人的リソース強化に伴うコスト増などにより利益は若干減少しました。

この結果、当事業の売上高は292億74百万円（前連結会計年度比12.9%増）、営業利益は19億7百万円（同1.2%減）、受注高は304億86百万円（同2.6%増）となりました。

・機械・プラント事業

海外における中小規模案件の受注の積み上げなど各種施策を実行してまいりましたが、目指していた新設大型案件の受注獲得には至らず、国内メンテナンス案件においても売上の減少や一部工事での採算悪化により、営業損失が拡大することとなりました。

この結果、当事業の売上高は84億21百万円（前連結会計年度比16.0%減）、営業損失は12億21百万円（前連結会計年度は営業損失1億78百万円）、受注高は114億38百万円（同37.3%増）となりました。

・その他

主に、子会社それぞれの特性を生かして産業用機械や一般建築、環境調査などへの事業展開に注力した結果、人口構造の変化による省人化製品や、法規制強化等によるアスベスト調査の需要増などを追い風に、売上高は74億92百万円（前連結会計年度比29.4%増）、営業利益は11億8百万円（同21.3%増）、受注高は13億62百万円（同3.4%増）となりました。

② セグメント別売上高

セグメントの名称	金額 (百万円)	構成比 (%)
物流ソリューション事業	29,274 (779)	64.8 (1.7)
機械・プラント事業	8,421 (2,010)	18.6 (4.5)
報告セグメント計	37,696 (2,790)	83.4 (6.2)
その他	7,492 (85)	16.6 (0.2)
合 計	45,188 (2,876)	100.0 (6.4)

注：（ ）内は内数であり海外売上高及び海外売上高構成比率を表わしております。

③ 設備投資の状況

1. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

2. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

3. 重要な固定資産の売却、撤去、減失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、減失等はありません。

④ 資金調達の状況

運転資金に充当するため、銀行借入により52億0百万円を調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第108期 (2016年3月期)	第109期 (2017年3月期)	第110期 (2018年3月期)	第111期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
受注高 (うち海外受注高)	(百万円) 33,741 (3,847)	37,395 (491)	39,366 (1,874)	43,286 (2,573)
売上高 (うち海外売上高)	(百万円) 46,572 (10,401)	41,932 (5,289)	41,758 (2,178)	45,188 (2,876)
経常利益	(百万円) 3,227	3,441	2,646	1,771
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 1,906	3,746	2,362	1,025
1株当たり当期純利益	17円45銭	37円38銭	251円26銭	112円80銭
総資産	(百万円) 51,368	53,228	55,818	64,756
純資産	(百万円) 34,376	35,481	36,666	35,234
1株当たり純資産	333円91銭	370円20銭	3,941円68銭	3,897円68銭

- 注：1. 第109期より、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を適用しております。
2. 2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行いましたので、第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「『税効果に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する変更をするとともに、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
トーヨーカネツソリューションズ㈱	400	100.0	物流システム機器の製造・販売及びメンテナンス
トーヨーコーケン㈱	90	100.0	産業用設備機器の製造及び販売
トーヨーカネツビルテック㈱	50	100.0	各種建築物の設計及び建築
トーヨーカネツインドネシア社	3,755千米ドル	100.0 (2.7)	貯蔵タンクの製造及び販売

注：1. 2019年4月1日付にて、当社は、当社の連結子会社でありますトーヨーカネツソリューションズ㈱を吸収合併しました。

2. 出資比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は、社是である「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」を経営理念とし、「物流・エネルギー分野のソリューションイノベーター」となることを経営ビジョンに掲げ、社会が直面する課題を革新的・先駆的な技術を以って解決することに果敢に取り組み、グループの持続的企業価値向上と社会の発展に貢献することを目指しております。

その経営理念と経営ビジョンの下、当社グループの各事業における「安定領域」、「成長領域」、さらには、2030年を見据えた「将来の領域」を見極め、安定的収益源を確保した上で新たな成長ポテンシャルを追求し、グループ連結売上高700億円を目指すことを、長期ビジョンとして設定致しました。

② 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

前グループ中期経営計画（2016～2018年度）の期間においては、物流ソリューション事業において売上および営業利益を伸長させ目標を達成した一方で、機械・プラント事業においては新設大型案件の受注に至らず営業赤字となり、グループ全体としては中期経営目標未達となりました。

このような結果を真摯に受け止め、また昨今の厳しい事業環境を踏まえ、当社グループは2019年4月からスタートするグループ中期経営計画（2019～2021年度）を策定致しました。本計画期間の3カ年を、長期ビジョンの実現のための飛躍に向けた基盤確立の時期として位置付け、経営基盤の強化を図りつつ、物流ソリューション事業における収益性の向上、機械・プラント事業における事業再構築、その他グループ会社の事業における選択と集中、そして新事業における早期収益化の4点を、新たな中期経営方針として設定致しました。

なお、本計画期間において当社グループが認識すべき事業環境、およびそれらを踏まえた戦略は、以下の通りです。

・物流ソリューション事業

一般物流につきましては、Eコマース市場のさらなる伸長や、労働人口の減少及び労働者の多様化による、省力化・省人化技術への需要が継続するものの、景気が低迷した場合、需要が減速する可能性も予測されます。

また、空港物流においては、LCC市場の拡大や、東南アジア諸国の経済発展に伴う空港拡張需要が想定される一方で、ポスト2020による国内空港需要の減速が見込まれます。

このように不確実性の高い事業環境の下、以下の事業戦略により高収益体質を実現できる体制を構築するとともに、競争力の強化や事業領域の拡大を進め、高成長事業となる基盤を固めてまいります。

戦略①：プロジェクト管理・遂行能力の向上による競争力の強化

戦略②：オープンイノベーションによるオンリーワン・ソリューションの提供

戦略③：AI、IoT技術を活用したメンテナンス事業の拡充

戦略④：東南アジアにおける海外展開の加速

・機械・プラント事業

国内市場に関しましては、石油業界の再編、石油製品需要の減少の影響もあり厳しい市場も危惧される反面、設備の老朽化に伴う安定的なメンテナンス需要が見込まれております。また、海外市場では、今後の新興国におけるLNG需要の増大に伴う需給逼迫などが見込まれるなか、新規大型プロジェクトの始動も期待され、一部に市場回復の兆しがあることを見込んでおります。

そのような環境の下、以下の事業戦略により事業の再構築を図ることで安定的黒字体質を実現するとともに、大型プロジェクトの受注獲得を目指してまいります。

戦略①：安定収益源の確保による受注変動に強い事業体質の確立

戦略②：技術力向上による受注力の強化

・その他事業

当社グループ関連会社においては、建築、産業用機械、環境調査等の分野で事業展開を図っております。建築事業の市場では、建築原価の高騰などで苦戦が予測される一方で、産業用機械事業の市場においては、2020年を超えても底堅い建設工事需要や少子高齢化の進展による省力化ニーズなどにより、需要は継続することが予想されております。また、環境調査市場においては、建造物の解体に伴うアスベスト調査の継続的な需要拡大などが想定され、概して良好な事業環境が続くことを見込まれます。

そのような環境を踏まえ、以下の事業戦略により選択と集中を図り、成長分野を見出し伸長させるとともに、安定収益の確保を目指してまいります。

戦略①：成長分野への積極的なリソース投入による事業収益の拡大

戦略②：事業体制の整備・安定化

・新規事業

当社グループが今後さらなる成長を遂げるためには、新たな事業の創出が不可欠と認識し、以下の戦略により、新規事業が早期にグループ収益へ貢献することを目指してまいります。

戦略①：既存事業の領域拡大とグループ収益への貢献を実現するM&Aの推進

戦略②：ベンチャー企業とのアライアンスによるオープンイノベーションの実現

・経営基盤強化策

当社グループは、社員一人ひとりが生き生きとして変革と成果を実現する"Challenge & Change"の企業風土を引き続き創り上げるとともに、グループとしてのガバナンスを一層強化し、持続的な企業価値向上を図るべく、以下の施策を遂行してまいります。

施策①：変革と事業成果の継続的な創出を実現する企業風土への改革

施策②：グループ組織運営の強化

施策③：ESG視点に立った企業価値の向上とガバナンス体制の一層強化

③ 目標とする経営指標

当中期経営計画期間の最終年度にあたる2021年度の連結業績目標として、売上高543億円、営業利益39億50百万円、ROE8.0%の達成を目指してまいります。

(単位：百万円)

連結業績目標への推移	2019年度	2020年度	2021年度
売上高	44,700	48,500	54,300
物流ソリューション事業	27,000	27,500	28,000
機械・プラント事業	10,300	13,000	15,500
その他事業	7,600	8,200	8,500
新規事業	-	-	2,500
営業利益	1,780	2,800	3,950
物流ソリューション事業	2,200	2,500	3,000
機械・プラント事業	△650	0	300
その他事業	980	1,000	1,100
新規事業	-	-	250
ROE	3.7%	5.2%	8.0%

注：上記における各事業の売上高・営業利益の目標数値はセグメント間の内部売上高及び振替高の調整額が含まれておりません。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

① 物流ソリューション事業

ITを融合させた仕分け、ピッキング及び搬送システムを中心とした物流システムを開発・設計・製作や、これら各種システムのメンテナンス業務等を行い、流通業、運輸業、製造業、空港、郵政等の各社へ納入しております。

② 機械・プラント事業

LNG、LPG、原油、その他の気体・液体用の貯蔵タンク的设计・製作・施工や、これら各種タンクのメンテナンス業務等を行い、電力、ガス、石油及び石油化学等の各社へ納入しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

会社名	区分	所在地
トーヨーカネツ㈱	本社	東京都江東区
	千葉事業所	千葉県木更津市
トーヨーカネツソリューションズ㈱	本社	東京都江東区
	和歌山工場	和歌山県有田市
トーヨーカネツインドネシア社	バタム工場	インドネシア国

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流ソリューション事業	352名 (46名)	8名増 (21名増)
機械・プラント事業	371名 (191名)	9名減 (111名増)
報告セグメント計	723名 (237名)	1名減 (132名増)
その他	218名 (33名)	86名増 (10名増)
全社 (共通)	55名 (7名)	2名増 (1名増)
合計	996名 (277名)	87名増 (143名増)

注：1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び季節工を含む。）は（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	4,848
株式会社みずほ銀行	3,473
株式会社三菱UFJ銀行	3,451
株式会社三井住友銀行	957
日本生命保険相互会社	100
株式会社山梨中央銀行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 29,700,000株
- ② 発行済株式の総数 9,323,074株 (自己株式283,723株を含む)
- ③ 株主数 9,130名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社りそな銀行	439	4.85
株式会社レオパレス21	423	4.68
日本生命保険相互会社	414	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	394	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	258	2.85
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	233	2.58
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	225	2.49
大栄不動産株式会社	212	2.35
野村信託銀行株式会社 (投信口)	175	1.94
GOVERNMENT OF NORWAY	163	1.80

注：持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、自己株式は大株主から除外しております。

⑤ 自己株式の取得及び保有

1. 当事業年度において取得した自己株式

普通株式 262,680株 取得価額の総額 1,004,544,288円

上記のうち、

(イ) 定款授権に基づく取締役会決議により取得した自己株式

2018年5月11日開催の取締役会決議により取得したもの

普通株式 261,200株 取得価額の総額 999,932,500円

(ロ) 単元未満株式の買取りにより取得した自己株式

普通株式 1,480株 取得価額の総額 4,611,788円

2. 当事業年度において消却した自己株式

普通株式 380,000株

3. 当事業年度末において保有する自己株式

普通株式 283,723株

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳 川 徹	トーヨーカネツソリューションズ(株) (現当社) 代表取締役社長
取締役	下 前 功	副社長執行役員社長補佐
取締役	武 田 正 之	専務執行役員機械・プラント事業部長
取締役	兒 玉 啓 介	専務執行役員管理本部長
取締役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取締役 (監査等委員)	樋 渡 利 秋	弁護士、TMI総合法律事務所顧問弁護士、本田技研工業(株)社外取締役(監査等委員)、野村證券(株)社外取締役、(株)鹿児島銀行社外監査役
取締役 (監査等委員)	永 井 庸 夫	
取締役 (監査等委員)	中 村 重 治	(株)エフテック社外監査役、リケンテクノス(株)社外取締役(監査等委員)、(株)商工組合中央金庫社外取締役

注：1. 取締役(監査等委員)樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、社外取締役であります。

2. 当社では、重要な社内会議への出席及び取締役等からの情報収集並びに内部監査部門との十分な連携を図ることにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の取締役(監査等委員)を置くこととし、阿部和人氏を選定しております。
3. 取締役(常勤監査等委員)阿部和人氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役(常勤監査等委員)阿部和人氏、取締役(監査等委員)樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。
6. 取締役(監査等委員)中村重治氏は、2018年6月21日付で(株)商工組合中央金庫の社外取締役に就任しております。

(ご参考)

2019年4月1日現在の経営体制は、次の通りであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳 川 徹	
取締役	下 前 功	副社長執行役員
取締役	武 田 正 之	専務執行役員機械・プラント海外事業本部長
取締役	兒 玉 啓 介	専務執行役員コーポレート本部長
取締役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取締役 (監査等委員)	樋 渡 利 秋	弁護士、TMI総合法律事務所顧問弁護士、本田技研工業(株)社外取締役(監査等委員)、野村證券(株)社外取締役(監査等委員)、(株)鹿児島銀行社外取締役
取締役 (監査等委員)	永 井 庸 夫	
取締役 (監査等委員)	中 村 重 治	(株)エフテック社外監査役、リケンテクノス(株)社外取締役(監査等委員)、(株)商工組合中央金庫社外取締役

② 取締役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(監査等委員であるものを除く。)	4	84
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	39 (24)
合 計	8	124

- 注：1. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第107期定時株主総会決議において月額15百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第107期定時株主総会決議において月額5百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

会社における地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
取締役（監査等委員）	樋 渡 利 秋	TMI総合法律事務所	顧問弁護士	特記事項なし
		本田技研工業(株)	社外取締役（監査等委員）	特記事項なし
		野村證券(株)	社外取締役	特記事項なし
		(株)鹿児島銀行	社外監査役	特記事項なし
取締役（監査等委員）	永 井 庸 夫	—	—	特記事項なし
取締役（監査等委員）	中 村 重 治	(株)エフテック	社外監査役	特記事項なし
		リケンテクノス(株)	社外取締役（監査等委員）	特記事項なし
		(株)商工組合中央金庫	社外取締役	特記事項なし

b. 当期における主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会	監査等委員会	発言状況
		出席回数 出席率	出席回数 出席率	
取締役（監査等委員）	樋 渡 利 秋	12回中12回 100%	13回中13回 100%	主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	永 井 庸 夫	12回中12回 100%	13回中13回 100%	上場会社（異業種）の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	中 村 重 治	12回中12回 100%	13回中13回 100%	金融機関の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

- 注：1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から当事業年度の監査計画の内容、前事業年度の職務執行状況等について聴取し、報酬見積の算出根拠に係る必要な検証を実施し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意致しました。
3. 当社の子会社であるトーヨーカネツインドネシア社及びトーヨーカネツマレーシア社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は仰星監査法人に対して、英文財務諸表に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任致します。

また、上記のほか、監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【内部統制システム構築の基本方針】

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針は、以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関連する組織体制、規程、規則等を協議するとともに、重大なコンプライアンス事案の調査及び再発防止策の審議機関とする。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の中からコンプライアンス統括責任者を任命するとともに、コンプライアンス所管部門を定め、コンプライアンスの推進に向け、コンプライアンス活動計画の立案及び運用を行う。
3. コンプライアンス統括責任者の指揮のもとコンプライアンス所管部門は、
 - (イ) グループ会社を含む取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、企業倫理を遵守し、かつ社会的責任を果たすため、グループ企業行動憲章をはじめとしたコンプライアンス諸規程を定め、グループの取締役及び使用人に周知徹底を図る。
 - (ロ) コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行い、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。
4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外に設置し、法令あるいは企業倫理上疑義のある行為等につきグループの取締役及び使用人の直接情報提供の手段を設ける。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及びグループ（全社）のリスク管理を担当する部署を定めるとともに、担当取締役（リスク管理統括責任者）を置く。同部署は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築、維持、改善を行う。
2. 全社リスク管理部署及びリスク管理統括責任者は、全社のリスク管理の状況を定期的に取り纏め、取締役会に報告する。
3. 危機対応マニュアルを作成し、有事への全社的な対応体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行う。
2. 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については、「経営会議」の審議及び協議を経て、「取締役会」において意思決定を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書（電磁的記録を含む。）の作成、保存及び廃棄に関する重要書類取扱規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. グループ運営・管理規程を定め、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、グループ運営の円滑化並びに適正化を図る。
2. グループ会社は、その事業、規模等を踏まえ、当社のコンプライアンス諸規程等を準用し、コンプライアンス体制の構築を行う。
3. リスク管理部署は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会補助スタッフ、兼務を含む。）を置くこととし、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得るものとする。
2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の他、業務執行ラインの指揮・命令を受けない。
3. 監査等委員会の補助スタッフが他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（グループ会社を含む。）は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告する。
2. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
3. 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及び事業会議等に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）又は使用人にその説明を求めることとする。
4. 監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門への指示による監査の実施や、運用状況のモニタリングにより効果的な監査業務の遂行を図る。
5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障する。

6. 監査等委員会が職務の執行において生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

⑨ 反社会的勢力排除のための体制

1. 当社グループは、グループ企業行動憲章及び倫理規程を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを企業行動の基本として徹底する。
2. 平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案発生時には、これら機関・団体及び顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処する体制を整備する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、グループ企業行動憲章他のコンプライアンス諸規程を定め、社内情報システム上に掲示し、周知するとともに、コンプライアンスに関する自己点検を定期的実施することにより、グループの使用人に対し法令遵守を徹底しております。
2. コンプライアンス活動実績や計画を含む体制全般については、コンプライアンス委員会においてレビューするとともに、経営会議の承認を経て取締役会に報告しております。
3. グループの取締役・執行役員向けコンプライアンス研修の実施や、経営幹部、中堅社員、新入社員等の階層別研修時にコンプライアンス研修を組み入れることにより、コンプライアンスに関する知識と意識を高めております。
4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外に設置し、社内報・ポスター掲示等により利用促進を図っております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理規程に基づき、リスク管理統括責任者及び担当部門を中心にリスク管理体制の構築、維持、改善を行っております。
2. リスク管理担当部門は、重要リスクや不正リスクの評価結果を含め、リスク管理活動実績を経営会議に定期的に報告しております。
3. 危機対応マニュアルを定め、有事への全社的な対応体制を構築しております。なお、当事業年度においては、これに該当する事案は発生しておりません。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会を原則月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行っております。
2. 経営会議を原則月1回開催し、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項について協議しております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要書類取扱規程に基づき、重要書類の保存期限を明確化し、情報の保存・管理を適切に行っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. グループ運営・管理規程に基づき、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、運用しております。
2. 当社のコンプライアンス諸規程等をグループ各社に適用し、グループのコンプライアンス体制を構築しております。
3. 当社のリスク管理担当部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を構築し、運用しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会の補助スタッフ、兼務を含む。）を6名配置し、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得ております。
2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して業務執行ラインの指揮・命令を受けることなく、独立的な立場で補助業務を遂行しております。
3. 監査等委員会の補助スタッフ（兼務者）は、監査等委員会の監査計画等に従い、補助業務を他の業務に優先して遂行しております。

⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（グループ会社を含む。）が監査等委員会に報告すべき事項を定め、これを運用しております。
2. 内部通報（ヘルプライン）窓口への通報の内容については、その都度、監査等委員会に報告するとともに、年度報告を毎年3月に実施しております。
3. 常勤監査等委員は、取締役会、経営会議等に出席するとともに、重要な文書の閲覧や子会社取締役等へのヒアリングにより決算及び業務執行状況に関する情報を収集しております。
4. 監査等委員会は、会計監査人とは四半期ごとに、また、代表取締役とは年2回、ミーティングを開催し、監査の状況や会社の経営状況などを把握し、監査の有効性を確保しております。
5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障しております。
6. 監査等委員会が職務の執行において必要な費用については、速やかに当該費用等を処理しております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制を整備・運用し、評価する体制を構築しており、その結果、財務報告に係る内部統制が有効であるとの内部統制報告書を当局に提出しております。

⑨ 反社会的勢力排除のための体制

1. 重要な契約の締結にあたり、反社会的勢力排除条項を挿入するなど、反社会的勢力との関係断絶を徹底しております。
2. 平素より警察等の関係行政機関と緊密に連携するとともに、特殊暴力防止対策連合会等関係団体より情報収集を行い、適切な対策を講じております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じてグループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。

現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社と致しましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを基本とした株主還元方針を策定しております。

株主還元方針の内容

- ・連結配当性向 : 30%以上と設定致します。(ただし、1株当たり年間10円配当(2017年10月1日実施の株式併合に伴い、2018年3月期より1株当たり年間100円配当)を下限とする。)
- ・連結総還元性向 : 100%以上と設定し、自己株式取得を機動的に実施致します。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではない。)
- ・本方針の適用期間 : 2017年3月期から2019年3月期までの3期とし、当該期間の終了時点で見直すことと致します。

当期の配当につきましては、上記株主還元方針に基づき、普通配当100円(連結配当性向88.7%)とさせていただきます。

なお、自己株式につきましては、2018年5月11日開催の取締役会の決議に基づき、当期中に金額約10億円、株数261千株の取得並びに2018年5月25日付で株数380千株(消却前の発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合3.9%)の消却を行いました。

(ご参考)

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、以下の通り、株主還元方針の改定を決議致しました。

- ・連結配当性向は50%以上と設定致します。(ただし、1株当たり年間100円配当を下限とする。)
- ・連結総還元性向は設定せず、業績動向などにより機動的に対応致します。
- ・改定後の方針の適用期間は、2020年3月期から2022年3月期までの3期とし、当該期間の終了時点で見直すことと致します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第111期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	38,906
現金及び預金	7,666
受取手形及び売掛金	23,267
リース投資資産	1,499
商品及び製品	38
仕掛品	4,252
原材料及び貯蔵品	1,670
その他	534
貸倒引当金	△22
固定資産	25,850
有形固定資産	15,845
建物及び構築物	3,321
機械装置及び運搬具	1,021
工具、器具及び備品	310
土地	10,556
建設仮勘定	622
その他	12
無形固定資産	357
投資その他の資産	9,646
投資有価証券	8,671
繰延税金資産	63
退職給付に係る資産	332
その他	868
貸倒引当金	△289
資産合計	64,756

科目	第111期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	21,922
支払手形及び買掛金	1,570
短期借入金	7,849
1年内返済予定の長期借入金	514
未払費用	7,534
未払法人税等	659
前受金	2,020
賞与引当金	227
受注損失引当金	121
完成工事補償引当金	555
その他	870
固定負債	7,599
長期借入金	4,627
繰延税金負債	1,267
再評価に係る繰延税金負債	1,095
退職給付に係る負債	358
資産除去債務	224
その他	27
負債合計	29,522
純資産の部	
株主資本	33,324
資本金	18,580
資本剰余金	1,273
利益剰余金	14,549
自己株式	△1,077
その他の包括利益累計額	1,907
その他有価証券評価差額金	2,621
土地再評価差額金	106
為替換算調整勘定	△759
退職給付に係る調整累計額	△61
非支配株主持分	1
純資産合計	35,234
負債及び純資産合計	64,756

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第111期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	
売上高		45,188
売上原価		38,194
売上総利益		6,994
販売費及び一般管理費		5,588
営業利益		1,406
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	302	
雑収入	136	452
営業外費用		
支払利息	49	
為替差損	19	
雑損失	17	87
経常利益		1,771
特別利益		
固定資産売却益	36	
投資有価証券売却益	74	
負ののれん発生益	87	
災害見舞金	46	
その他	1	246
特別損失		
投資有価証券評価損	237	
災害による損失	159	
その他	20	418
税金等調整前当期純利益		1,599
法人税、住民税及び事業税	748	
法人税等調整額	△173	574
当期純利益		1,025
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,025

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

第111期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	18,580	1,273	15,750	△1,397	34,207
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△930		△930
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,025		1,025
土地再評価差額金の取崩			26		26
自己株式の取得				△1,004	△1,004
自己株式の消却			△1,323	1,323	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,201	319	△882
2019年3月31日 残高	18,580	1,273	14,549	△1,077	33,324

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2018年4月1日 残高	2,995	133	△676	5	2,458	0	36,666
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△930
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,025
土地再評価差額金の取崩							26
自己株式の取得							△1,004
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△374	△26	△83	△66	△550	0	△550
連結会計年度中の変動額合計	△374	△26	△83	△66	△550	0	△1,432
2019年3月31日 残高	2,621	106	△759	△61	1,907	1	35,234

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-------------|---|
| 1. 連結子会社の数 | 10社 |
| 2. 連結子会社の名称 | トーヨーカネツソリューションズ(株)
トーヨーコーケン(株)
トーヨーカネツビルテック(株)
(株)トーヨーサービスシステム
環境リサーチ(株)
トーヨーカネツ・コーポレートベンチャー投資事業組合
トーヨーカネツ・コーポレートベンチャー2号投資事業組合
トーヨーカネツインドネシア社
トーヨーカネツシンガポール社
トーヨーカネツマレーシア社 |

環境リサーチ(株)は株式取得のため、またトーヨーカネツ・コーポレートベンチャー2号投資事業組合は新規設立のため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、2019年4月1日付にて、当社は、当社の連結子会社でありますトーヨーカネツソリューションズ(株)を吸収合併しました。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| 1. 有価証券 | |
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| 2. デリバティブ | 時価法 |
| 3. たな卸資産 | |
| ・ 製品 | 主に先入先出法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・ 仕掛品 | 主に個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・ 原材料 | 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産
当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建物及び構築物 2～57年 機械装置 2～17年
2. 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金
従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
3. 受注損失引当金
受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当連結会計年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。
4. 完成工事補償引当金
完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当連結会計年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
2. のれんの償却方法及び期間
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
3. 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産として計上しております。
過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	336百万円
機械装置	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	5,458百万円
計	5,795百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,670百万円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,980百万円
計	3,650百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,094百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,537百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,323,074株

(2) 配当に関する事項

1. 配当金支払額

2018年6月28日開催の定時株主総会決議において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	930,203,100円
1株当たり配当額	100円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月29日

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2019年6月27日開催の定時株主総会において、次の通り付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	903,935,100円
1株当たり配当額	100円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の円滑な遂行のために必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資が生じた場合は、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、管理表等により滞留状況を定期的に確認する一方、外貨建債権に対する為替変動リスクは、必要に応じて外貨建借入を実行すること等により、ともにリスクの軽減を図っております。

有価証券は高格付けで安全性の高い金融商品による余資の運用であり、また投資有価証券は、主にその他有価証券として保有する株式で、このうち上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。なお、一部の債券には組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。

借入金の用途は、運転資金及び大型受注案件の一時的な資金立替等によるものであり、主な長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップによる支払利息の固定化を図っております。

デリバティブ取引については、当社が定めたデリバティブ取引取扱規則に基づき、投機的な取引は行わず、実需等に基づき行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次の通りであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,666	7,666	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,267		
貸倒引当金 (*)	—		
	23,267	23,267	—
(3) 有価証券	—	—	—
(4) 投資有価証券	7,414	7,414	—
資産計	38,347	38,347	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,570	1,570	—
(2) 短期借入金	7,849	7,849	—
(3) 未払費用	7,534	7,534	—
(4) 長期借入金（1年以内を含む）	5,141	5,232	90
負債計	22,095	22,186	90
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注：1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
主に短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券
満期日までの期間が短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格等によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払費用
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金（1年以内を含む）
時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
 - (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「負債(4) 長期借入金（1年以内を含む）」の時価に含めて記載しております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,257百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、首都圏その他の地域において、事業所等のスペースの一部や、賃貸用住宅等を対象とした土地や建物の賃貸を行っております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
4,615	3,089

注：1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、金額に重要性のある物件については社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく価額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,897円68銭
- (2) 1株当たり当期純利益 112円80銭

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第111期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	17,634
現金及び預金	3,173
受取手形	12
売掛金	1,729
仕掛品	3,688
前払費用	31
関係会社短期貸付金	8,777
その他	220
貸倒引当金	△0
固定資産	24,674
有形固定資産	12,187
建物	2,465
構築物	80
機械及び装置	258
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	88
土地	9,206
建設仮勘定	88
無形固定資産	161
借地権	67
ソフトウェア	88
その他	5
投資その他の資産	12,324
投資有価証券	6,169
関係会社株式	3,185
出資金	1,069
関係会社長期貸付金	2,006
その他	80
貸倒引当金	△186
資産合計	42,308

科目	第111期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	10,148
支払手形	104
買掛金	52
短期借入金	7,449
1年内返済予定の長期借入金	480
未払金	36
未払費用	861
未払法人税等	50
前受金	372
預り金	159
賞与引当金	56
受注損失引当金	104
完成工事補償引当金	412
その他	7
固定負債	6,977
長期借入金	4,600
繰延税金負債	918
再評価に係る繰延税金負債	1,095
退職給付引当金	114
資産除去債務	222
その他	25
負債合計	17,125
純資産の部	
株主資本	23,720
資本金	18,580
資本剰余金	1,102
資本準備金	1,102
利益剰余金	5,116
利益準備金	742
その他利益剰余金	4,373
固定資産圧縮積立金	1,985
繰越利益剰余金	2,387
自己株式	△1,077
評価・換算差額等	1,462
その他有価証券評価差額金	1,355
土地再評価差額金	106
純資産合計	25,183
負債及び純資産合計	42,308

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第111期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	
売上高		8,261
売上原価		7,712
売上総利益		549
販売費及び一般管理費		1,614
営業損失		1,064
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	297	
為替差益	50	
雑収入	50	443
営業外費用		
支払利息	59	
投資事業組合運用損	290	
雑損失	9	359
経常損失		980
特別利益		
投資有価証券売却益	74	
その他	8	83
特別損失		
固定資産売却損	4	
その他	3	7
税引前当期純損失		904
法人税、住民税及び事業税	19	
法人税等調整額	△282	△263
当期純損失		641

株主資本等変動計算書

第111期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
2018年4月1日 残高	18,580	1,102	1,102	649	1,997	5,337	7,984	△1,397	26,270	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△11	11	－		－	
利益準備金の積立				93		△93	－		－	
剰余金の配当						△930	△930		△930	
当期純損失						△641	△641		△641	
自己株式の取得								△1,004	△1,004	
自己株式の消却						△1,323	△1,323	1,323	－	
土地再評価差額金の取崩						26	26		26	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	93	△11	△2,950	△2,868	319	△2,549	
2019年3月31日 残高	18,580	1,102	1,102	742	1,985	2,387	5,116	△1,077	23,720	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日 残高	1,936	133	2,069	28,339
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
利益準備金の積立				－
剰余金の配当				△930
当期純損失				△641
自己株式の取得				△1,004
自己株式の消却				－
土地再評価差額金の取崩				26
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△580	△26	△607	△607
事業年度中の変動額合計	△580	△26	△607	△3,156
2019年3月31日 残高	1,355	106	1,462	25,183

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- | | |
|------------------|---|
| 1. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| 2. 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| 3. その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

- | | |
|-------|---|
| ・ 仕掛品 | 個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
|-------|---|

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建物 2～57年 機械及び装置 2～13年

② 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給のため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- ④ **受注損失引当金** 受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当事業年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。
- ⑤ **完成工事補償引当金** 完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当事業年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① **重要なヘッジ会計の方法** 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② **退職給付に係る会計処理** 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ③ **消費税等の会計処理** 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	336百万円
機械及び装置	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	5,458百万円
計	5,795百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,670百万円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,980百万円
計	3,650百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,163百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の銀行与信に対し、債務保証を行っております。

トヨーカネツマレーシア社	549百万円
トヨーカネツインドネシア社	64百万円
計	613百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	8,965百万円
② 長期金銭債権	2,006百万円
③ 短期金銭債務	10百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,537百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引	売上高	744百万円
	仕入高	150百万円
営業取引以外の取引高		118百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	283,723株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	12百万円
退職給付引当金	35百万円
賞与引当金	17百万円
貸倒引当金	57百万円
受注損失引当金	31百万円
投資有価証券評価損	138百万円
出資金評価損	112百万円
減損損失	20百万円
資産除去債務	67百万円
税務上の繰越欠損金	278百万円
その他の他	182百万円
小計	955百万円
評価性引当額	△399百万円
繰延税金資産合計	555百万円

(繰延税金負債)

土地再評価差額金	1,095百万円
その他有価証券評価差額金	598百万円
固定資産圧縮積立金	876百万円
繰延税金負債合計	2,570百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	トーヨーカネット ソリューションズ㈱	(所有) 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	6,921 13	関係会社短期貸付金 -	8,050 -
子会社	㈱トーヨーサービス システム	(所有) 直接 100.0%	資金の援助	資金の回収(注1) 利息の受取(注1)	445 13	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	626 1,062
子会社	トーヨーカネット インドネシア社	(所有) 直接 97.3% 間接 2.7%	資金の援助 債務保証	増資の引受(注2) 資金の回収(注1) 利息の受取(注1) 債務保証(注3)	198 198 13 64	関係会社長期貸付金 - - -	943 - - -
子会社	トーヨーカネット マレーシア社	(所有) 直接 100.0%	債務保証	債務保証(注3)	549	-	-

注：1. 各社への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 当該子会社が行った増資を引き受けたものであります。
3. 銀行と信について、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領していません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,785円93銭
- (2) 1株当たり当期純損失 70円55銭

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員	公認会計士	中川 隆之 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	野口 哲生 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	三島 陽 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーヨーカネツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中川 隆之 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野口 哲生 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	三島 陽 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

トーヨーカネツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部和人 ㊟

監査等委員 樋渡利秋 ㊟

監査等委員 永井庸夫 ㊟

監査等委員 中村重治 ㊟

(注) 監査等委員樋渡利秋、永井庸夫及び中村重治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

日本工業倶楽部会館 3階 大ホール

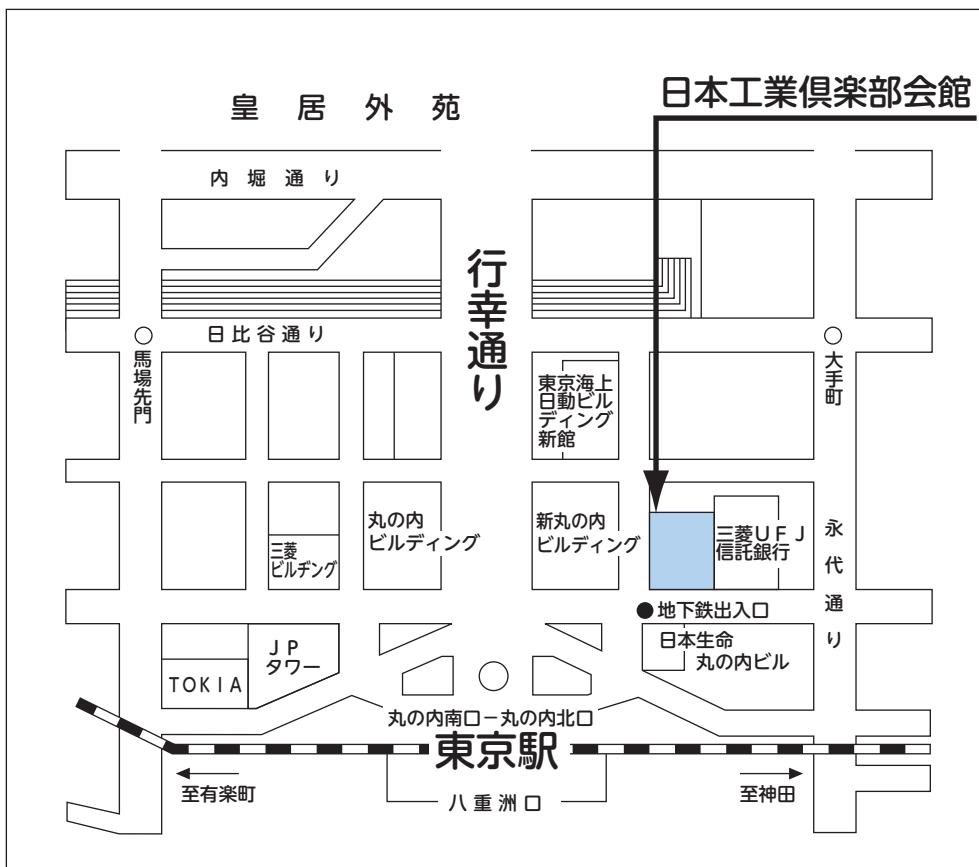
(当会館は午前9時に開錠されますので、同時刻以降にご来場くださいますようお願い申し上げます。)

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 電話 03-3281-1711 (代表)

交通

J R 「東京駅」下車 徒歩約2分

東京メトロ 丸ノ内線「東京駅」下車 徒歩約1分



※駐車場の用意は致しておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。